

お客様各位

利府店における点検作業不備に関する行政処分について

2025 年 8 月 27 日付でご報告いたしました利府店における点検作業の不備につきまして、お客様ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたこと、心より深くお詫び申し上げます。

本日、国土交通省東北運輸局より、道路運送車両法第 91 条第 1 項および同法第 91 条の 3 に違反したとして、2025 年 10 月 24 日から 11 月 7 日までの 15 日間、利府店の自動車特定整備事業に対する停止処分を受けましたことをご報告申し上げます。

上記期間中、利府店にて整備のご予約をいただいておりますお客様には、弊社担当スタッフより改めてご入庫日の調整についてご連絡させていただきます。
お客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、再点検対象車両 314 台のうち、309 台についてはすでに再点検が完了しており、残る車両につきましても順次対応を進めております。

また、上記の車両のうち、法定 12 ヶ月定期点検に不備があった 20 台につきましては、すべて再点検を完了しておりますことを併せてご報告申し上げます。

本件を厳粛に受け止め、再発防止に向けて全社員がコンプライアンスの徹底を図り、一人ひとりが基本に立ち返り、丁寧かつ確実な作業を遂行することで、お客様の信頼回復に努めてまいります。

今後も企業風土の改善と品質向上に向けて全力で取り組んでまいります。

2025 年 10 月 24 日

仙台トヨペット株式会社
代表取締役社長 佐藤 秀之

【本件に関するお問い合わせ先】
仙台トヨペット株式会社
お客様相談窓口 電話：0120-0567-17